

つくば市 高齢者福祉計画 (第8期)

概要版

令和3年(2021年)3月

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から

令和5年度(2023年度)まで

1 計画策定の趣旨と概要

我が国の65歳以上人口の割合である高齢化率は上昇しており、国際的にみても高い水準に達しています。高齢者の人口は今後もますます増加することが見込まれる一方、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少していくことが予測されていることから、社会構造に大きな影響を与えることが考えられています。

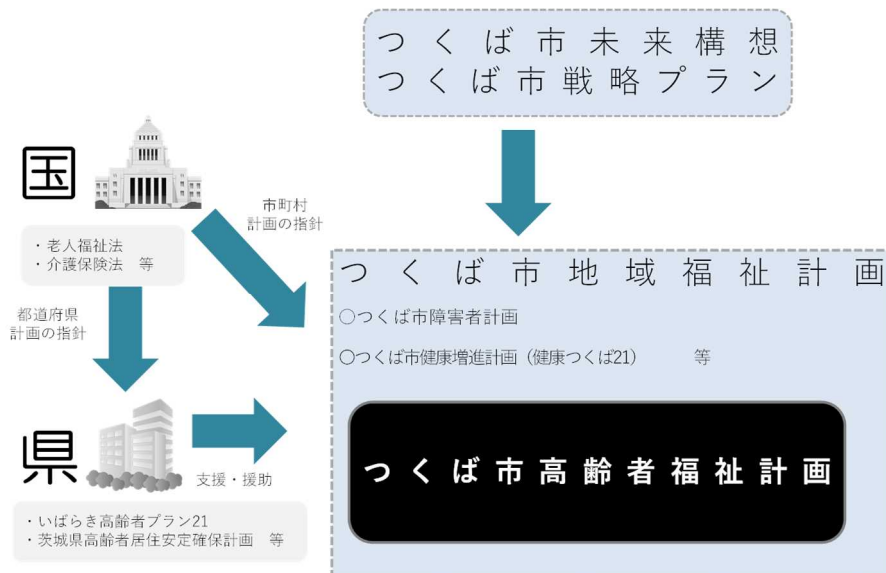
本市では、平成30年3月に『つくば市高齢者福祉計画（第7期）』を策定し、高齢者施策への取組を総合的に一層充実・強化し展開してきました。

『つくば市高齢者福祉計画（第8期）』では、これまでの計画の取組や第7期計画の進捗状況、介護保険サービスの利用実績、さらには、アンケート調査結果から見えた課題や生活実態等を踏まえ、介護保険制度の健全かつ安定的な運営と、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進等を念頭に計画を進めていきます。

2 計画の位置づけと期間

令和元年度に実施した前期高齢者、後期高齢者、要支援認定者、要介護認定者、若年者及び介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象としたアンケート調査の結果に基づくとともに、地域福祉計画などの上位計画や障害者計画・健康増進計画などの関連計画との整合と、つくば市戦略プランとの連携を図っています。

【計画の位置づけ】



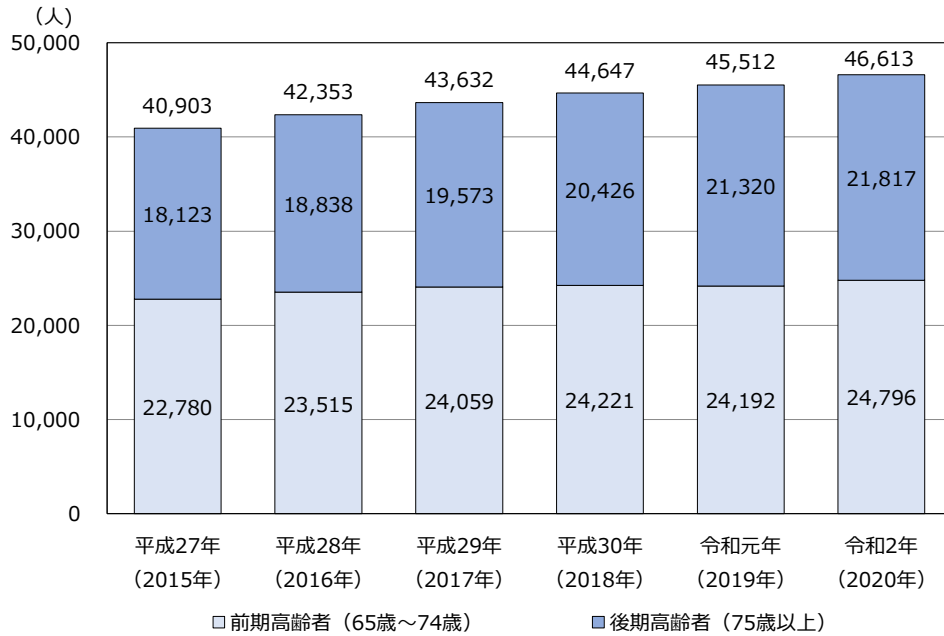
本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画となっています。

介護保険法第117条第1項により3年を1期として定められている介護保険事業計画にあわせて3年ごとに見直しを行い、新たな計画を策定します。

3 統計からみた本市の現状

前期高齢者は、平成27年の22,780人から令和2年の24,796人と2,016人増加し、後期高齢者は、平成27年の18,123人から令和2年の21,817人と3,694人増加しています。

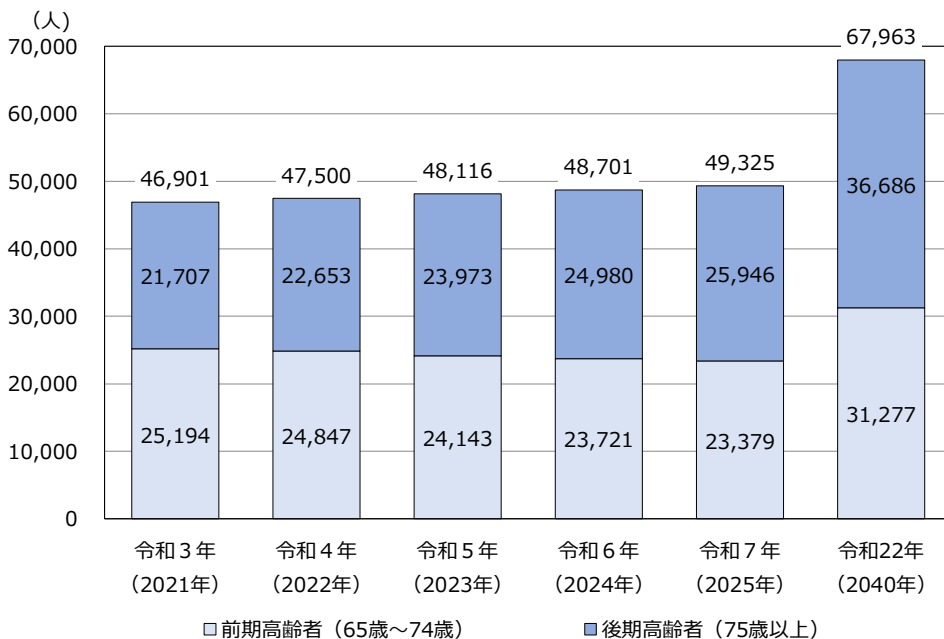
【高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

令和3年から令和5年までの計画期間中の高齢者人口の推計をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向を示しており、令和7年（2025年）では5万人程度、令和22年（2040年）では7万人程度となることが見込まれます。

【高齢者人口の推計】



資料：コーホート変化率法にて推計

4 つくば市の日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるように、市域をいくつかに分けた「日常生活圏域」を設定し、「日常生活圏域」ごとに、地域密着型サービスや施設整備等を行っています。

市では、原則として合併前の市町村単位で日常生活圏域を設定していますが、谷田部圏域については、他の圏域と比較して対象人口が多いため、東西に分割しています。



5 計画の基本理念と視点

本計画においては、高齢者への介護予防や健康づくり、また、社会参加を促し、地域社会で支えあいながら安心して暮らしていけるように、高齢者福祉を推進していきます。

基本理念

高齢者と介護者が生きがいを持ち、
住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり

基本視点Ⅰ 高齢者の生きる力を支えます

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で、できる限り自立した生活を送ることができるよう、日常生活に必要な福祉サービスを中心として、運動機能向上、口腔ケアや認知症予防などテーマに応じた介護予防事業や健康づくり事業の充実を図ります。

基本視点Ⅱ 介護者の介護する力を支えます

介護保険サービスや市の福祉サービスを積極的に利用できるよう、経済的支援などの利用支援を充実させるとともに、介護サービスの提供基盤の充実やサービスの質の向上に取り組み、必要とするサービスの利用しやすい環境構築を図ります。

基本視点Ⅲ 地域で高齢者の生活を支えます

専門的な相談や事例に対応するため、市や地域包括支援センターは地域の医療・福祉・介護の多職種と関係を強化していくことや、住まいの確保についての取組や、住まいのバリアフリー化、権利擁護、消費者トラブル対応等、高齢者が安全で安心できる暮らしを確保するため、庁内外の部署・機関との連携の強化を図れるよう、推進します。

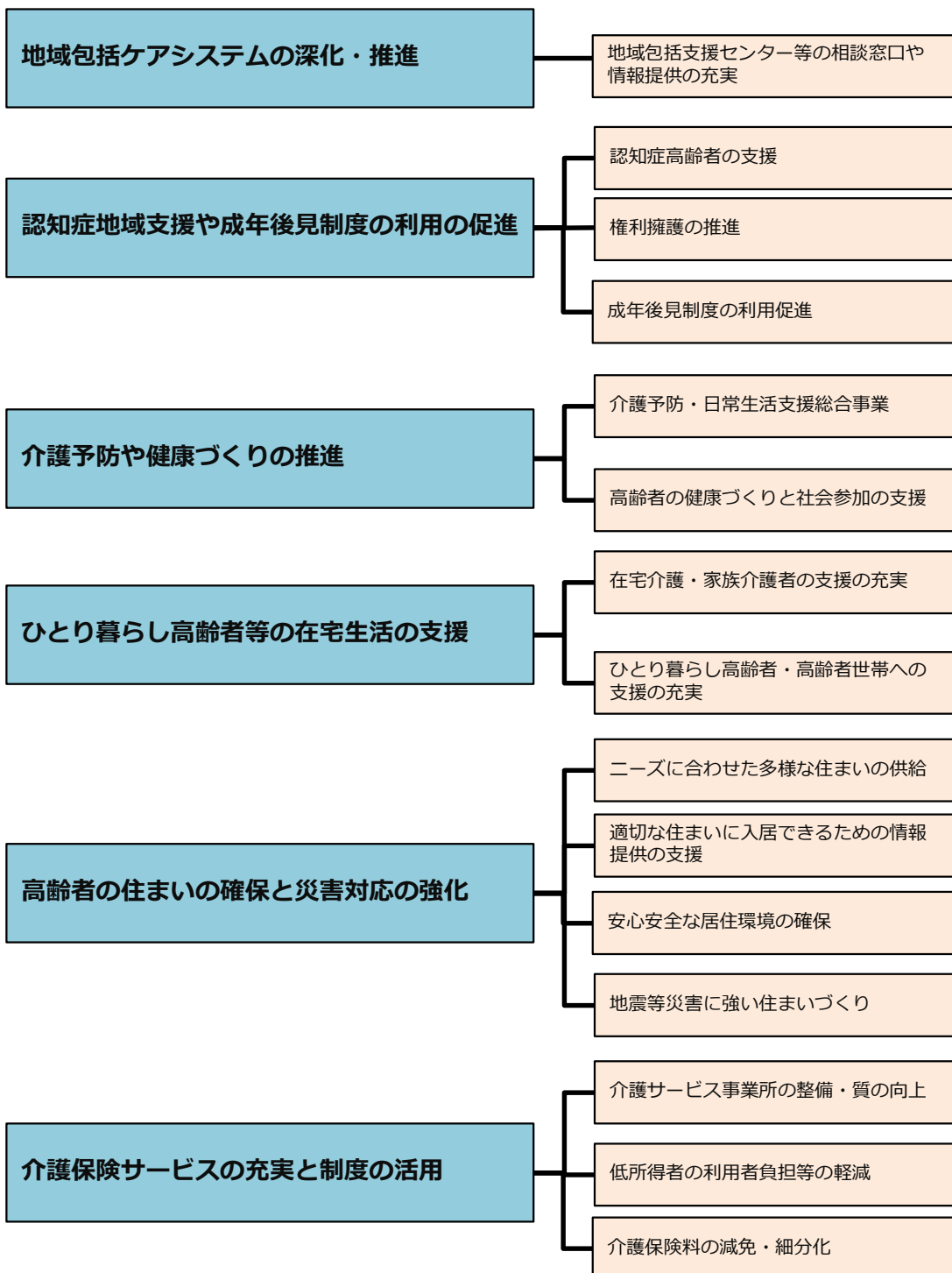
6 施策の体系

基本理念

高齢者と介護者が生きがいを持ち、
住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり

施策目標

施策方針



7 施策の推進

施策目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括支援センター等の相談窓口や情報提供の充実

医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の5つが包括的に提供されるネットワークを構築するとともに、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現に向けて推進していきます。

主な施策

- ★地域包括支援センターの運営体制
- ★在宅医療・介護連携の推進
- ★地域ケア会議の充実
- ★生活支援体制の整備
- ★包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ★介護事業所等関係者に対する情報提供
- ★総合相談支援事業

施策目標2 認知症地域支援や成年後見制度の利用の促進

1 認知症高齢者の支援

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人の意思が尊重され、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すために、認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにしたりする「予防」と認知症になっても周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる「共生」を両輪として施策を推進していきます。

主な施策

- ★認知症サポーター養成事業
- ★認知症カフェ
- ★認知症初期集中支援チーム

2 権利擁護の推進

地域の住民、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、専門的・継続的に支援をしていきます。

主な施策

- ★権利擁護事業
- ★日常生活自立支援事業
- ★高齢者の消費者トラブルの防止

3 成年後見制度の利用促進（つくば市成年後見制度利用促進基本計画）

ノーマライゼーションや自己決定権の尊重、財産管理だけでなく身上保護を重視するなどの基本的な考えの下、高齢者が認知症等により判断能力が不十分になる前から住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の普及啓発と活用の促進に努めます。

つくば市成年後見制度利用促進基本計画について

成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された国の基本計画を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間として策定します。

施策目標3 介護予防や健康づくりの推進

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るとともに、保健、医療専門職による訪問での運動指導やリハビリテーション専門職による住民や介護職員等への介護予防に関する技術的な助言やケアマネジメント支援を行っていくことで、高齢者一人ひとりの地域における活動や自立につなげていく取組を推進していきます。

主な施策

★介護予防・生活支援サービス事業 ★一般介護予防事業

2 高齢者の健康づくりと社会参加の支援

高齢者が長く健康な生活を送っていただけることを目指すために、各種健診等を実施し、様々な疾病の早期発見・早期治療をしていくこと、また、生活習慣病の悪化による要介護状態を防止していくため生活習慣病等予防の取組を強化していきます。

主な施策

★健康診査事業 ★健康相談事業 ★シルバークラブ育成事業 ★いきいきサロン
★地域福祉推進事業 ★高齢者憩いの広場運営補助事業

施策目標4 ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の支援

1 在宅介護・家族介護者の支援の充実

アンケート調査では、要支援・要介護状態が続いた場合の暮らしの場所は「自宅」と希望する方が多いため、中重度となっても、自宅で安心して生活を続けられるように、在宅介護サービスが利用しやすい仕組みづくりに努めます。

主な施策

- ★あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費助成事業
- ★在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成事業
- ★認知症高齢者等保護支援事業 ★認知症カフェ（再掲）

2 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の高齢者が、住み慣れた家で生活し続けられるよう、日常生活に必要なサービスの充実を図ることはもとより、日常生活での不安の解消や孤独感の解消、突然の発病などに備えた定期的な見守り、安否確認サービスの充実を図ります。

主な施策

- ★在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業 ★高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）
- ★緊急通報システム事業 ★救急医療情報便ツクツク見守りたい
- ★高齢者タクシー運賃助成事業 ★つくば市高齢者等買い物支援事業

施策目標5 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化 (つくば市高齢者居住安定確保計画)

1 ニーズに合わせた多様な住まいの供給

市民の高齢期に備えた住み替えの希望や加齢に伴う生活スタイルの変化に対応するため、高齢者が安心して長く住み続けることができる住まいとして、一人ひとりの心身の状況に合わせた多様な生活支援サービスや高齢者向けに配慮された設備・構造を備えた居住環境を目指します。

主な施策

- ★有料老人ホームの供給と適正化
- ★サービス付き高齢者向け住宅の供給と適正化
- ★介護保険事業所の整備と方針
- ★高齢者への市営住宅の供給

2 適切な住まいに入居できるための情報提供の支援

住宅の確保に配慮を要する高齢者世帯が、安心して生活を送れるために、民間賃貸住宅の情報提供や希望する高齢者向け住宅等に住み替えるための住宅資産を活用した住み替え制度等の情報提供を行います。

主な施策

- ★つくば市民間賃貸住宅情報提供事業
- ★居住支援団体等の情報提供

3 安心安全な居住環境の確保

市民が、高齢者になっても、可能な限りそれまで住み慣れてきた住宅ですっと過ごせるよう、住まいのバリアフリー化により安全な生活環境の実現を目指します。

主な施策

- ★住宅改修（バリアフリーリフォーム）の促進
- ★高齢者居宅生活支援体制の確保

4 地震等災害に強い住まいづくり

近年の災害の発生状況を踏まえ、想定を超えた災害や大地震等が起こっても、対応できるよう、緊急時の連絡体制と非常食の確保、インフラ設備が停止した場合でも運営できる施設の整備に努めるほか、感染症の対策に必要な設備等の整備を促進し、高齢者の体調管理や安全確保に努めます。

主な施策

- ★耐震改修の促進
- ★介護施設等の災害対策の強化
- ★家庭でできる地震対策の普及
- ★つくば市避難行動要支援者制度

施策目標6 介護保険サービスの充実と制度の活用

1 介護サービス事業所の整備・質の向上

介護サービスの質の向上を図るため、認定調査・認定審査会の適正化、ケアプランのチェック、福祉用具購入・住宅改修の現地確認、医療情報との突き合わせ等を行い、また、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対しては、さらなる質の向上を図るため研修や事例検討会の参加や開催などを推進します。

主な施策

- ★介護事業所・施設の整備
- ★介護サービス事業所の指導・監査
- ★介護予防ケアマネジメント事業
- ★つくば市看取り介護給付金事業
- ★つくば市要介護度改善ケア給付金事業
- ★介護人材の処遇改善とキャリアアップの構築

2 低所得者の利用負担等の軽減

低所得者で、特に生計を維持することが困難な方に対して、利用料の負担の軽減を実施していきます。

主な施策

- ★社会福祉法人による利用者負担額減免事業
- ★特定入所者介護（予防）サービス費事業

3 介護保険料の減免・細分化

公費による低所得者への更なる保険料軽減強化として、保険料段階第1段階から第3段階である市民税非課税世帯に属する方の介護保険料を減額していきます。

主な施策

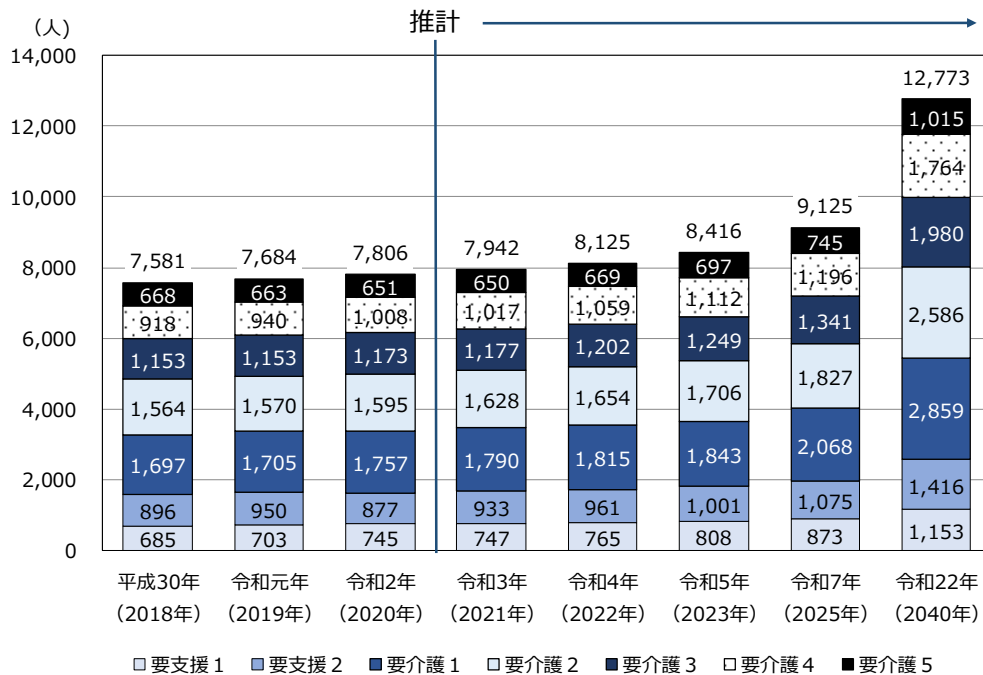
- ★保険料の減免
- ★保険料段階区分の細分化

8 介護保険事業

要支援・要介護認定者の推移と推計と保険給付額の推計

平成 27 年から令和 2 年までの要支援・要介護認定者の総数をみると、令和 2 年では 7,806 人と年々増加しており、令和 3 年から令和 5 年までの計画期間中の推計では 500 人程度の増加が見込まれます。

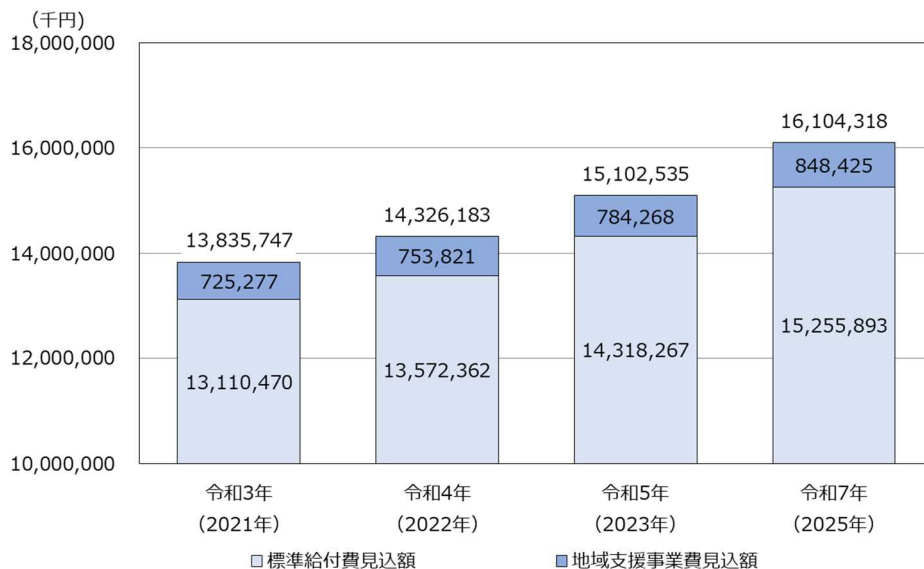
【要支援・要介護認定者数の推移と推計（第 2 号被保険者含む）】



資料：厚生労働省地域包括ケア「見える」化システム

令和 3 年から令和 5 年までの計画期間中の保険給付額全体の見込額をみると、13 億円程度の増加が見込まれます。

【保険給付額全体の見込額】

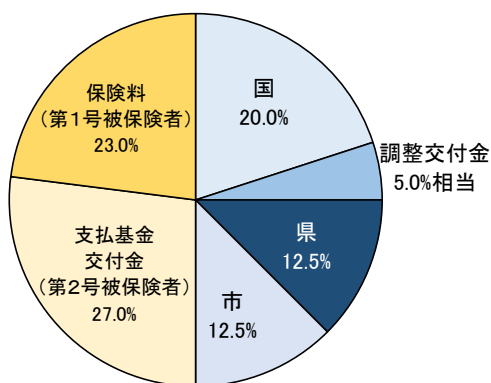


資料：厚生労働省地域包括ケア「見える」化システム

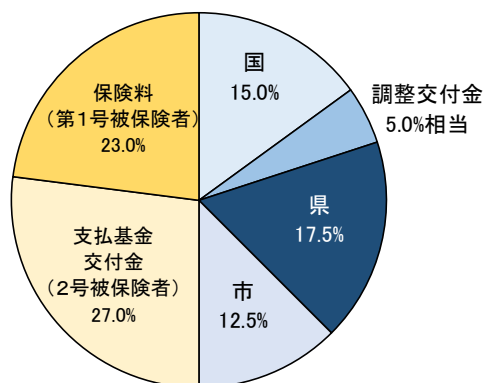
介護保険事業の財源構成

介護保険サービス給付の財源及び地域支援事業の財源として、第1号被保険者の負担割合は23.0%になっています。保険給付に要する費用の財源は、40歳以上の被保険者が負担する保険料と、国・都道府県・市町村が負担する公費でまかなわれ、保険料と公費の割合は原則として50%ずつとなっています。

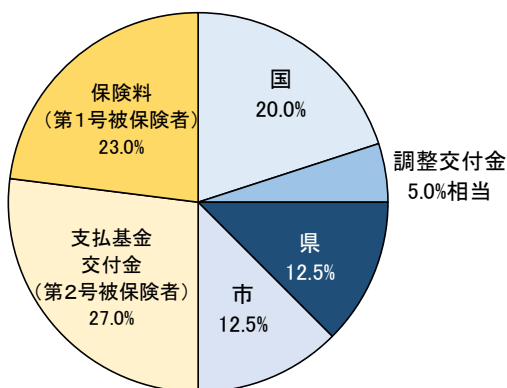
居宅給付費



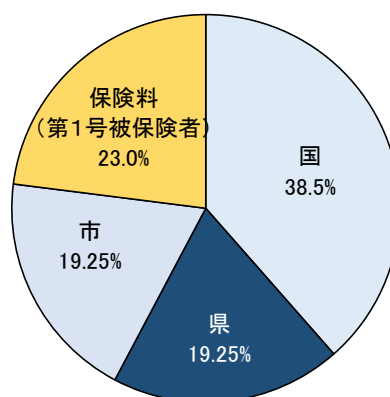
施設等給付費



介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



保険料基準額の算定

第8期計画の期間における介護保険料の基準額は、年額で72,600円、月額で6,050円となります。

((A)~(C)・(E)は千円、(F)は人、(G)・(H)は円)

区分	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	合計
保険料収納必要額 (A)	3,727,248	3,912,913	4,183,291	11,823,452
介護給付費準備基金取崩額 (B)				696,000
実質保険料収納必要額 (A - B)				11,127,452
(C)				
予定収納率 (D)				98.33%
保険料賦課額 (C ÷ D) (E)				11,316,436
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (F)				155,873
保険料基準額 (年額) (G)				72,600
保険料基準額 (月額) (H)				6,050

保険料額

保険料額の算定に基づき、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度の所得段階別の保険料額は、下記のとおりとなります。

段階	対象者		保険料率	年間保険料額 (円)
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者		0.5	36,300
		本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税者	本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	0.73	52,900
第3段階		本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.73	52,900
第4段階	本人が市民税非課税者で世帯員に市民税課税者がいる方のうち、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		0.88	63,800
第5段階 基準保険料	本人が市民税非課税者で世帯員に市民税課税者がいる方のうち、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方		1.0	72,600
第6段階	本人が市民税課税者	前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.18	85,600
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	94,300
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	108,900
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.7	123,400
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.8	130,600
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.9	137,900
第12段階		前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	2.0	145,200
第13段階		前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	2.1	152,400
第14段階		前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	2.2	159,700
第15段階		前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	2.3	166,900
第16段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上の方		2.4	174,200

つくば市高齢者福祉計画（第8期）《概要版》

令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）

発 行 行／つくば市

発 行 年 月／令和3年（2021年）3月

住 所／茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電 話／029-883-1111（代表）

編 集／保健福祉部高齢福祉課